

福島県行政書士会封印管理委員会運営細則 新旧対照条文

改正	現行
(事務協力費等の納入) 第7条 丁種会員は、以下の事務協力費を納入するものとする。ただし、行政書士法人にあっては、再委託を受けようとする事務所ごとに納入するものとする。 一 名簿登載申込みのときに、下記の区分による名簿登載時事務協力費 ①本会所属の丁種会員10,000円 ②本会所属以外の丁種会員20,000円 二 4月から翌年3月までの下記の区分による年間事務協力費、ただし、10月以降に名簿登載の申込をする者については、その半額を免除する ①本会所属の丁種会員10,000円 ②本会所属以外の丁種会員20,000円 2 前項第二号の事務協力費については、毎年10月末日までに、指定口座に振込みにより納入する。 3 封印受領許諾証は20枚(1シート)につき<u>1,500円</u>とし、払出し時に納入するものとする。 附 則 (施行期日)	(事務協力費等の納入) 第7条 丁種会員は、以下の事務協力費を納入するものとする。ただし、行政書士法人にあっては、再委託を受けようとする事務所ごとに納入するものとする。 一 名簿登載申込みのときに、下記の区分による名簿登載時事務協力費 ①本会所属の丁種会員10,000円 ②本会所属以外の丁種会員20,000円 二 4月から翌年3月までの下記の区分による年間事務協力費、ただし、10月以降に名簿登載の申込をする者については、その半額を免除する ①本会所属の丁種会員10,000円 ②本会所属以外の丁種会員20,000円 2 前項第二号の事務協力費については、毎年10月末日までに、指定口座に振込みにより納入する。 3 封印受領許諾証は20枚(1シート)につき<u>2,000円</u>とし、払出し時に納入するものとする。 附 則 (施行期日)

この細則は、平成 29 年 4 月 18 日より施行する。 附 則 この細則は、平成 29 年 12 月 19 日より施行する。 附 則 この細則は、平成 30 年 12 月 18 日より施行する。 附 則 この細則は、令和元年 9 月 30 日より施行する。 附 則 この細則は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。	この細則は、平成 29 年 4 月 18 日より施行する。 附 則 この細則は、平成 29 年 12 月 19 日より施行する。 附 則 この細則は、平成 30 年 12 月 18 日より施行する。 附 則 この細則は、令和元年 9 月 30 日より施行する。
---	--